

28文科高第328号  
平成28年6月20日

各都道府県知事 殿  
文部科学大臣所轄各学校法人理事長

文部科学省高等教育局私学部長  
杉野



(印影印刷)

学校法人に対する個人からの寄附に係る所得税の税額控除制度の拡充の  
税制改正について（通知）

平成28年3月31日に、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第159号。以下「改正令」という。）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年財務省令第22号。以下「改正財務省令」という。）が公布され、平成28年4月1日から、学校法人について租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第26条の28の2に規定する税額控除の対象法人となるための要件が緩和されました。

昨今、私学を取り巻く環境が厳しさを増す中、各学校法人には経営基盤の強化が喫緊の課題となっており、従来の授業料収入等のみならず寄附金等の外部資金の調達が重要になっております。学校法人の寄附募集を促進するため、平成23年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）が改正され、学校法人に対する個人寄附に係る税額控除制度が導入されるとともに、平成27年度には、当該制度を活用するための寄附実績要件が学校法人の定員等の規模に応じて緩和されたところですが、今般の改正により、学校法人の事業規模に応じた寄附実績要件の緩和が追加されることとなりました。

文部科学大臣所轄各学校法人におかれましては、今般の改正も踏まえ、税額控除対象法人の証明申請を御検討いただくとともに、より一層の寄附金の募集に取り組み、経営基盤の強化に努めていただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、今般の改正の趣旨について所轄の学校法人及び準学校法人に対して御周知願います。併せて、平成20年7月10日付け20文科高第297号でもお願いしているところですが、地方住民税における寄附金税額控除について、学校法人に対する寄附金を指定の対象に加えていただけるように、御検討いただく

とともに、各都道府県内の市町村に対しても、学校法人に対する寄附金を指定の対象に加えていただけるよう適宜御検討くださるよう周知をお願いいたします。

また、特定公益増進法人（所得控除制度）についても、制度の御活用及び御周知をお願いいたします。

## 記

### 第一 租税特別措置法施行令の一部改正の概要

寄附金の税額控除の対象となるために必要な寄附実績要件が緩和されたこと。

（改正令による改正後の租税特別措置法施行令（以下「新租特令」という。）第26条の28の2第1項関係）

具体的には、寄附実績判定において、学校法人等の公益目的事業費用等（注1）の額の合計額が一億円に満たない事業年度（当該合計額が0である事業年度を除きます。）にあつては、判定基準寄附者（注2）の数を当該判定基準寄附者の数に一億を乗じた数を当該公益目的事業費用等の額の合計額（当該合計額が一千万円に満たない場合には、一千万）で除して得た数として算定し、実績判定期間内の年平均の判定基準寄附者の数が100以上であること及びその判定基準寄附者からの寄附金の額の年平均の金額が30万円以上であることとされました。

これにより、例えば公益目的事業費用等の額の合計額が五千万円以下の法人においては、年平均50人以上（改正前：100人以上）の判定基準寄附者がいれば要件を満たせることになります。

要件の詳細については、【別添5】（学校法人に対する寄附の税額控除に係る証明～申請の手引き～）等を参照してください。

#### （注1）公益目的事業費用等の定義

公益目的事業費用等とは、新租特令第26条の28の2の第5項第6号に規定する公益目的事業費用等をいい、私立学校法第26条第3項（同法第64条第5項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する私立学校の経営に関する会計に係る業務として行う事業に係る費用をいう。

#### （注2）判定基準寄附者の定義

判定基準寄附者とは、新租特令第26条の28の2第5項第5号に規定する判定基準寄附者をいい、基本的に3,000円以上の寄附金を支出した者をいう。

### 第二 留意事項

今般の改正により、新租特令第26条の28の2第2号イ(2)に掲げる要件を満たすことにつき所轄庁の証明を受けた学校法人等が、特定事業年度（学校法人等の公益目的事業費用等の額の合計額が一億円に満たない事業年度）を有する場合、当該法人に対して寄附を行った者に対する所得税の税額控除については平成28年分の所得税から適用することとされるとともに（改正令附則第2条）、控除証明

書について平成28年中に発行したものについては平成28年分の税額控除の適用ができることとする経過措置（※）が講じられている（改正財務省令附則第19条）ため、都道府県知事が当該経過措置の適用を受ける学校法人に対して証明書を発行する際には、【別添6】（所轄庁（文部科学大臣）から発行される証明書の様式）を参考に、平成28年度分の所得税から適用される旨を記載すること。また、経過措置は税額控除に係るものであるため、当該学校法人等に対して寄附を行った者に対する所得税の所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第1項の所得控除については、特定公益増進法人の証明を受けた日以後から適用するものであり、証明書発行前の寄附金については所得控除の適用はないこと。

※ 寄附金を支出した日以前5年以内に発行された証明書の添付が要件とされている（改正財務省令による改正後の租税特別措置法施行規則第19条の10の5第11項第1号口）。

#### 添付資料

- 【別添1】 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（抜粋）
- 【別添2】 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令新旧対照表（抜粋）
- 【別添3】 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（抜粋）
- 【別添4】 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令新旧対照表（抜粋）
- 【別添5】 学校法人に対する寄附の税額控除に係る証明～申請の手引き～
- 【別添6】 所轄庁（文部科学大臣）から発行される証明書の様式

#### 【本件連絡先】

文部科学省  
高等教育局私学部私学行政課  
電話：03-5253-4111（内線2532）